

コーポレート・ガバナンス／コンプライアンス

三菱地所グループでは、透明性の高い経営体制づくりとコンプライアンスの強化を通して、ステークホルダーとの信頼関係構築をめざしています。

■ コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

三菱地所グループは、「住み、働き、憩う方々に満足いただける地球環境にも配慮した魅力あふれるまちづくりを通じて、真に価値ある社会の実現に貢献」という基本使命の実現に向けて、経営体制を整えています。そのためには企業としての成長と、さまざまなステークホルダーとの共生を、高度にバランスをとって実現させるべきものと認識しています。

■ 透明性の高い経営体制をめざして

三菱地所(株)では、監査役制度を維持しながら執行役員制度を導入する一方、経営・監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にし、透明性の高い経営体制づくりを進めています。また、取締役会の経営・監督機能の強化の観点から4名の社外取締役(任期1年)、3名の社外監査役(任期4年)を選出しています。上記7名はいずれも独立役員として届出済です。

■ 経営意思決定の仕組み

三菱地所グループでは、グループ全体の経営戦略に関する議論を行う場として、社内取締役、専務以上の執行役員のいずれか

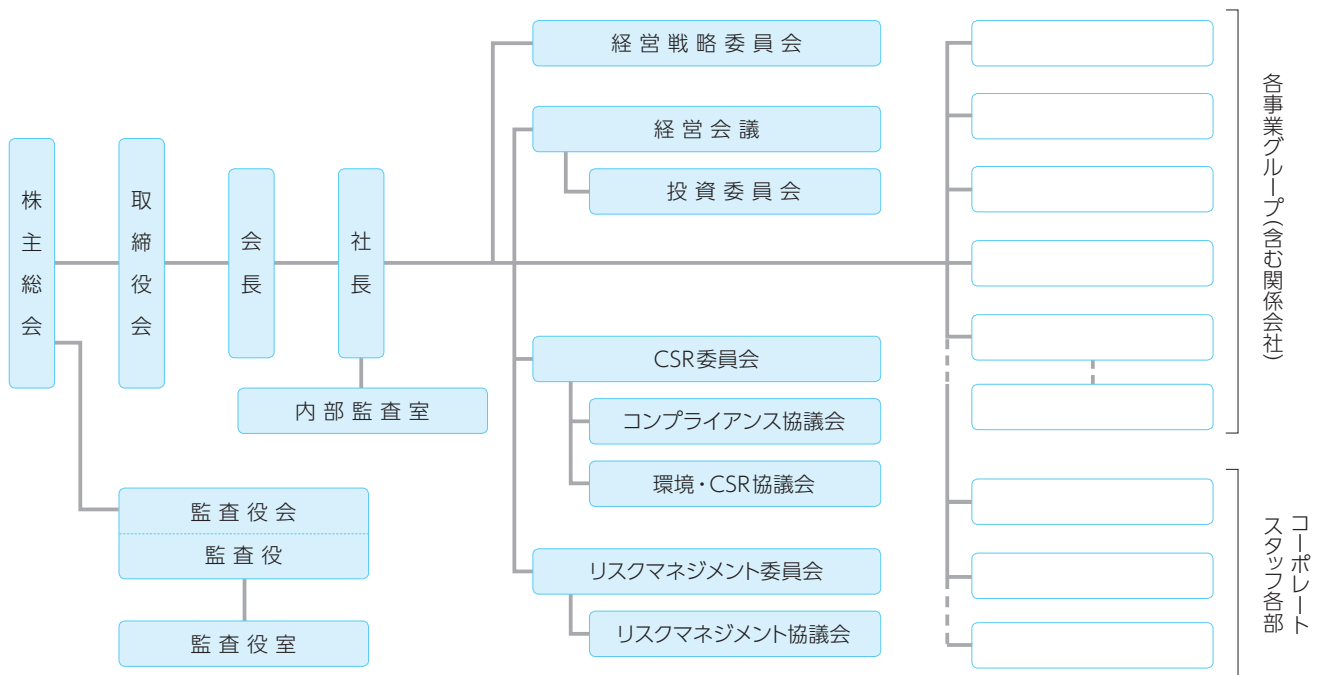
に該当する者および社長の指名する者にて構成される「経営戦略委員会」を設置しています。2013年度は9回開催しました。

また、グループの業務執行に関わる重要な意思決定を行う機関として会長、社長以下、各事業グループなどの担当役員、常勤監査役および社長の指名する者で構成される「経営会議」を設置しています。原則として毎週1回の頻度で開催し、2013年度は47回開催しました。この「経営会議」の下部組織として「投資委員会」を設置しており、特に重要な投資案件を「経営会議」で審議する前に論点などを整理することによって「経営会議」における議論・経営判断の高度化を図る役割を担っています。

■ リスクマネジメント

三菱地所グループでは、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」を策定し、すべての事業活動を対象にリスクマネジメント体制・制度を整備しています。三菱地所グループのリスクマネジメントの推進を統括する機関である「リスクマネジメント委員会」、実務的な協議機関として主要グループ会社を含む部署長などをメンバーとする「リスクマネジメント協議会」を設置し、リスクマネジメント体制の強化を図っています。取締役会の決議により任命された「リスクマネジメ

三菱地所グループのコーポレート・ガバナンス体制(2014年4月現在)



「リスク担当役員」をリスクマネジメントの統括責任者とし、各事業グループラインスタッフ部署長およびコーポレートスタッフ部署長などを「リスクマネジメント責任者」とし、また当社グループ各社に「リスクマネジメント担当責任者」を定め、事業グループ内管理とその統括を行う形でリスクマネジメントを実施しています。こうした体制のもと、現場レベルでの網羅的なリスクの洗い出しや改善策の立案・実施からリスクマネジメント協議会などでのモニタリングに至るPDCAサイクルにより、組織的なリスクマネジメント活動を推進しています。

■ 内部統制の強化

三菱地所グループでは、「会社法」の定めにより、取締役会で決議された、「内部統制システム構築の基本方針」の趣旨に沿って業務が行われているかを、取締役会にて定期的に確認し、問題点があれば、改善を実施しています。

また「金融商品取引法」により2008年4月以降上場企業に適用された「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応し、グループ全体の内部統制の整備、運用、評価を行い、2014年3月31日時点においてグループの財務報告に関わる内部統制は有効と判断する「内部統制報告書」を6月27日に関東財務局宛に提出しました。この報告書は、監査法人より、適正に表示しているとの内部統制監査を受けています。

また、グループ内の3社^(※)において、金融商品取引業者としての体制を整備、運用するとともに、三菱地所(株)の関係部署においても同法に関連したコンプライアンス上の問題に対応するために内部管理体制を強化しています。

(※)三菱地所投資顧問(株)(不動産投資・運用事業)、ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)(不動産投資・運用事業)、三菱地所リアルエステートサービス(株)(不動産仲介・賃貸事業など)

■ 経営監視の仕組み

業務執行の監督・監査は、取締役会、監査役会が行っています。取締役会は毎月1回の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、重要な業務執行や法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行を監督しています。また、監査役監査は、各監査役による取締役会への出席、常勤監査役による経営会議への出席、各部署・グループ会社の業務執行状況監査などによって行われており、「監査役室」の設置により監査役監査の充実を図っています。

内部監査機能強化を目的として、「内部監査室」を社長直轄の組織として設置しており、その公正性、独立性を明確にしています。リスクベースで策定された監査計画(グループ会社も対象に含む)に従って内部監査を行い、内部統制が適切に整備・運用されているこ

とを確認しています。監査結果についてはすべて社長に報告するとともに、常勤監査役と共有し、取締役会に概要を報告しています。また、監査後のフォローアップを重視し、内部監査の結果抽出された問題点が改善されていることを確認しています。

■ 役員の報酬決定に関する方針

三菱地所(株)の役員報酬は、業績連動型報酬制度と株式報酬型ストックオプション制度を採用しています。社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみとしています。監査役については、監査役協議に基づき、常勤・非常勤の役割に応じた固定報酬のみとしています。

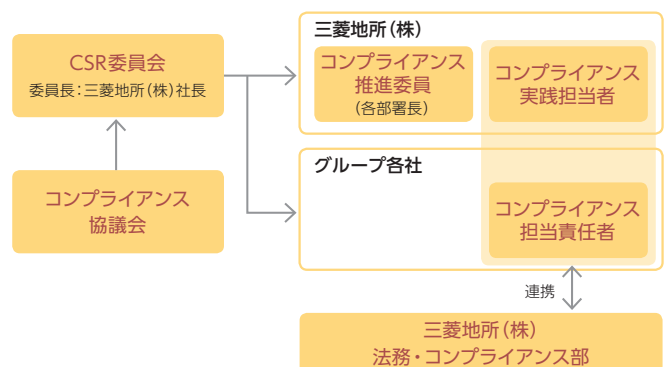
取締役および役員の報酬

| | |
|------------|--------------------------|
| 取締役を支払った報酬 | 606百万円 (うち社外取締役40百万円) |
| 監査役を支払った報酬 | 88百万円 (うち社外監査役53百万円) |

■ コンプライアンス推進体制

三菱地所グループではコンプライアンスを「法令の順守」だけではなく、「社内ルールや企業倫理の順守」と定義しています。三菱地所(株)では、1997年の商法違反事件の反省に立った役職員の意識と組織の改革を原点とし、同年に「三菱地所行動憲章」を制定して改革のための基本姿勢を明確にするとともに、全社で危機意識を共有して改革へとつなげました。2005年7月には「大阪アメニティパーク(OAP)」の土壌・地下水問題の反省からコンプライアンス体制を見直すことを目的に、社外有識者からなる「コンプライアンス特別委員会」を臨時に設置し、行動憲章の改正など、企業体質のさらなる改善に向けた取り組みを進めました。

三菱地所グループ コンプライアンス体制図



現在のコンプライアンス推進体制としては、三菱地所グループのコンプライアンスを含めたCSR全般に関する審議を行う「CSR委員会」、その事前協議機関として、主要グループ会社を含む部署長などをメンバーとする「コンプライアンス協議会」を設置しています。さらに、コンプライアンスの総合的管理と推進業務を担当する「コンプライアンス担当役員」を取締役会決議によって任命するとともに、三菱地所の各部署およびグループ会社は三菱地所の法務・コンプライアンス部と連携しながらコンプライアンス活動を推進しています。

■ 情報管理の徹底

適切な情報管理や個人情報保護に関する社会的要請の高まりを受けて、三菱地所グループでは情報管理体制を整備しています。

2003年5月に「三菱地所グループ情報管理基本規程」「三菱地所グループ個人情報保護方針」を、「個人情報保護法」の全面施行(2005年4月)に先だてて策定し、継続してモニタリングや監査などを通じて、個人情報や営業上の秘密情報などの管理の充実・強化を図っています。

また、ソーシャルメディアの普及に伴い、2012年12月に「ソーシャルメディア利用ガイドライン」を制定し、適切な運用を図っています。



ソーシャルメディアポリシーはWEBで紹介しています。
<http://www.mec.co.jp/j/socialmedia/index.html>

■ 三菱地所グループコンプライアンスの推進

三菱地所(株)では、グループ各社がそれぞれの事業形態に合わせて行うコンプライアンス研修に加え、「ハラスメント」「コンプライアンスベシク」などグループ社員が共通に学ぶべき研修メニューやツールを順次整備しています。2013年度はグループ会社のヘルプ

ライン・社員からの相談窓口担当者(主に新任担当者)に対し、内部通報の基本や適切な対応などについての理解を深めるための研修を実施しました。

また、社員のコンプライアンス意識の浸透度や問題意識などを継続的に調査するために、グループ会社の役員・社員約1万2,000名(派遣社員など含む)を対象に、隔年でコンプライアンスアンケートを実施しています。アンケート結果については、全体傾向とグループ会社ごとの特徴を分析した上で共有し、コンプライアンス浸透活動に役立てています。

■ 反社会的勢力への対応

三菱地所グループでは、反社会的勢力との一切の関係遮断を「行動指針」に明記しています。また、三菱地所(株)法務・コンプライアンス部を専門部署として、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察と連携しながら、グループ全体で毅然とした対応を行っています。

■ ヘルプラインの充実

三菱地所グループでは、コンプライアンスに関する相談・連絡窓口として「ヘルプライン」を設置しています。ヘルプラインには内部受付窓口と外部受付窓口があり、グループ社員、派遣社員、パート社員、アルバイトはもとより、グループ各社の取引先も利用できます。2013年度のヘルプライン相談報告件数は21件でした。受け付けた相談については、内容に応じて調査、事実確認等を行い、適宜対応を行っています。



お取引先専用ヘルプライン

■ 「ザ・パークハウス グラン 南青山高樹町」について

事業主：三菱地所レジデンス、設計監理：三菱地所設計にて分譲いたしました「ザ・パークハウス グラン 南青山高樹町」におきまして、2013年12月、相当数の施工不具合が判明し、ご契約者様へのお引渡しを断念せざるを得ない事態となったことから、三菱地所レジデンスは、事業主としての責任を果たすべく、建物を解体し再建築することといたしました。

一連の事態により、ご契約者様、ご近隣の皆様をはじめ、ご関係の皆様にご多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、三菱地所設計においては、施工監理体制の強化を図るとともに、三菱地所レジデンスにおいては、チェックアイズシステムの運用強化を図り、再発防止に努めてまいります。